

令和6年度 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。令和6年度一般会計決算における充当状況については、下表のとおりです。

（歳入） 市町村交付金（社会保障財源化分） 122,925千円

（歳出） 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費 1,199,927千円

（単位：千円）

項目	款	項	目	社会保障施策 に要した経費 ※	特定財源			一般財源	
					国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	370,083	174,955	0	0	36,100	159,028
			3 老人福祉費	164,967	6,407	0	1,052	29,140	128,368
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	267,326	182,462	0	8,855	14,062	61,947
			2 児童措置費	117,255	101,776	0	0	2,864	12,615
	(小計)				919,631	465,600	0	9,907	82,166
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	207,759	52,603	0	0	28,705	126,451
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	16,353	43	0	0	3,017	13,293
			2 予防費	46,868	244	0	4,478	7,798	34,348
			4 母子保健費	9,316	2,620	0	0	1,239	5,457
	(小計)				72,537	2,907	0	4,478	12,054
計				1,199,927	521,110	0	14,385	122,925	541,507

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。